

「平成 26 年度可燃性天然ガスが発生する温泉採取井戸埋め戻し方策検討委託業務」に係る
可燃性天然ガス発生温泉井戸の埋戻し方法検討会 設置要綱

<設置目的>

温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 14 条の 2 では、温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者に対し、温泉の採取の場所ごとに、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない、としている。これを受けて、同法施行規則では、温泉を採取するにあたっての様々な技術的基準が定められている。

一方、温泉の採取の事業を廃止したとき等の場合は、同法 14 条の 8 に基づき、温泉の採取者等は環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならないとしている。同法施行規則第 6 条の 11 では、温泉の採取の事業の廃止の届け出に必要な事項を定めており、同法施行規則第 6 条の 11 第 5 号においては、同法第 14 条の 2 第 1 項で許可を受けた者には埋戻しの状況を届けださせることとしている。しかしながら、温泉の採取の事業を廃止したときの温泉井戸の埋戻し方法については、同法、同法施行規則及びその他法令等で示されておらず、今後、温泉の採取の事業の廃止に伴う、埋戻しの増加に対して適切な対応が図れないおそれがある。そのため、可燃性天然ガスが発生する温泉井戸の埋戻し方法を検討し、安全性を確保する必要がある。

本検討会（以下「検討会」）は、公益財団法人中央温泉研究所（以下「事務局」）が収集整理を行う、温泉井戸の埋戻し方法に係る以下の①から④までの内容に関する検討を行い、可燃性天然ガス発生温泉井戸の埋戻し方法を策定するものである。

- ① 温泉井戸、鉱山及び石油掘削等（日本国内の温泉井戸と類似の構造の井戸を想定）の埋戻し事例を収集すること。なお、当該温泉の湧出形態、掘削深度、井戸の状況、泉質、メタンガス濃度等を記載する。
- ② 費用、期間、図面、埋め戻すための材料、その他必要な情報を記載した埋戻しのための方法を数例策定する。必要に応じて、温泉の埋戻しが可能と考えられる事業者数社に対して、本業務の趣旨を理解していただいた上で工法の検討や見積書等の提出を要請し参考とする。
- ③ 埋戻し後の管理に必要な情報及び必要な機器について例示する。
- ④ 「鉱業権者が講ずべき事例（内規）」（経済産業省内規）、「施設整備・管理のための天然ガス対策ガイドブック」（営繕工事における天然ガス対応のための関係官庁連絡会議）、「地熱調査井の掘削基準・指針（改訂版）」（財団法人新エネルギー財団）等を参照するとともに報告書には主な関係箇所を抜粋する。

<組織>

事務局は、環境省担当官と協議の上、業務の実施に必要な専門知識を有する学識経験者7名程度（地質学，資源工学，天然ガス採取事業者，温泉掘削事業者，行政等）から構成される「可燃性天然ガス発生温泉井戸の埋戻し方法検討会」（以下「検討会」）を設置する。「検討会」は平成27年3月下旬までに東京で4回程度開催するものとする。

<任期>

平成26年9月1日から平成27年3月20日まで。

<運営等>

「検討会」の運営及び総括のとりまとめは、「事務局」が行う。

<開催形式>

検討会は、「事務局」が各検討委員に確認の上召集し、過半数の出席をもって成立する。

<雑則>

この要綱に定めるものの他、「検討会」の運営に関する必要な事項は、随時検討会の中で協議する。

附則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

検討委員名簿*

氏 名	所 属
伊木 利一	関東天然瓦斯開発株式会社 生産供給本部 鉱業部 さく井グループマネージャー
伊東 定信	神奈川県小田原保健福祉事務所 温泉課 課長
岡崎 憲明	一般社団法人全国さく井協会 専務理事
金子 信行	独立行政法人産業技術総合研究所 地圏資源環境研究 部門 地圏化学研究グループ 主任研究員
代田 寧	神奈川県温泉地学研究所 主任研究員
長縄 成実	東京大学 大学院工学系研究科 エネルギー・資源フロン ティアセンター 助教
宮原 直子	東京都環境局自然環境部 水環境課地下水管理担当 係長

*五十音順 敬称略